KEIZAI DOYUKAI

外国人の「受入れの基本的な在り方」の検討に向けた意見

2026 年 10 月 30 日

公益社団法人経済同友会
社会の包摂委員会委員長　田代　桂子
同　長尾　裕

本会は、2025 年 5 月に提言「目指すべき外国人材との共生社会とステークホルダーの果たすべき役割～外国人材の人口１割時代に向けて～」を公表した。これまで、我が国の外国人材の受入れ施策は主として就労を前提に設計されており、在留外国人に占める就労目的の外国人材の割合は、諸外国と比較しても高い水準にある。外国人材は、すでに我が国の経済や地域社会を支える重要な担い手となっており、外国人材を共に日本社会を支える担い手として位置付け、出身国や国籍にかかわらず公平な機会を確保する視点が重要である。

今後の人口減少の進展を鑑みれば、経済成長の実現と社会基盤の維持には、多様性を通じたイノベーションの創出が不可欠である。すなわち、人口減少の進展に伴う労働力の確保という視点を超えて、女性・高齢者の活躍促進、働き方改革や技術革新を通じた生産性向上に取り組むとともに、引き続き外国人材を惹きつける「魅力ある国」であるために、誰もが活躍できる包摂的な社会を構築していかなければならない。

こうした考えの下、「外国人の受入れの基本的な在り方の検討のためのワーキンググループ」および「日本語・生活学習プログラム（仮称）の検討のためのワーキンググループ」での検討にあたり、以下のとおり意見を申し上げる。

１．受入れを支える共生基盤の整備

外国人の受入れをめぐっては、地域社会における相互理解の不足や生活習慣の違いを背景とした摩擦が生じる懸念がある。社会的な分断を防ぎ、安定した社会基盤を維持していくためには、日本語・生活学習プログラムの構築とともに実効的な共生施策の推進が必要である。

(1) 日本語・生活学習プログラム（仮称）の構築と受講促進

日本語・生活学習プログラム（仮称）は、外国人材とその家族の生活や社会参画を支える共通の基盤と位置付けるとともに、各地域の相談・交流、教育及び就労支援の施策と接続する必要がある。

その際、高度人材をはじめ外国人材が有する多様な背景を踏まえ、新たなプログラムは一律に義務付けるのではなく、本人の意思に基づく任意の受講を原則とすべきである。そのうえで、修了を永住許可や家族帯同に係る審査において積極的に評価するなど、受講の動機付けとなる仕組みを重視するべきである。

(2) 家族・子どもへの共生施策の充実

外国人材の長期にわたる就業を通じて日本社会の基盤を維持するためには、就労者だけでなく、家族や子どもも日本社会の一員として共生の枠組みに包摂していく視点が重要である。

そのためには、外国人の子どもの就学機会の保障、不就学の把握と就学支援、日本語の習得状況に応じた指導、さらには配偶者等の日本語学習や地域活動への参加機会の確保など、多面的な施策が求められる。国による財政措置を拡充し、各地方自治体がそれぞれの状況に応じた受入れを行うことのできる環境を整えることが重要である。

(3) 「外国人材の活躍促進基本法」（仮称）の制定と実施体制の強化

日本語・生活学習プログラム（仮称）をはじめとする共生施策を着実に推進するため、国・地方自治体・企業の役割と責任を明確化し、必要な財政措置等の基本的な枠組みを定める「外国人材の活躍促進基本法」（仮称）の制定を求める。

同法に基づき、外国人との秩序ある共生社会推進室の司令塔機能を法的に位置付け、省庁横断的な政策・財源及び予算の調整機能を強化するとともに、地域の実情や支援ニーズに応じた継続的かつ安定的な財政措置を講じ、各共生施策の効果検証と継続的な改善を行う体制を整備することが必要である。

２．外国人の受入れの基本的な在り方について

今後も日本が豊かさを保ち続けるためには、誰もが活躍できる包摂的な社会となる必要があり、政策としては、女性活躍促進や高齢者雇用はもとより、働き方改革やAI・デジタル技術の活用による生産性向上など、国内の人材・人的資源を最大限に活用することが前提となる。同時に、労働力人口、とりわけエッセンシャルワーカーの減少が一層加速する中で、これまで日本社会が当たり前のものとして享受してきた社会の基盤的サービスを維持し、引き続き豊かな国であり続けるためには、外国人の受入れの基本的な在り方の検討も不可欠である。

(1) 目的と対象の明確化

外国人の受入れの基本的な在り方の検討にあたっては、経済・社会課題の実態を踏まえ、各種施策の目的と対象を明確にすることが必要である。在留資格ごとの政策目的の違い、中長期的な労働力需要の見通し、産業・地域ごとの状況に基づいて、人材獲得や国際競争力の向上を妨げることのないように慎重な議論を求める。特に、イノベーションの源泉となる高度人材や留学生は国際的な獲得競争の対象であり、我が国が選ばれる国であり続けるための視点を欠いてはならない。

(2) 諸外国の経験を踏まえた望ましい受入れの在り方の検討

主に就労を前提に設計されてきたこれまでの外国人受入れ政策を踏まえ、

我が国として望ましい受入れの在り方を検討する必要がある。諸外国での言語習得や社会統合推進などの施策を体系的に検証し、各国制度の利点や課題を整理し、その教訓を踏まえて、我が国の社会・経済の実情に適した施策を選択していくことが重要である。

(3) 質・量双方を踏まえたきめ細かい検討

受入れの在り方を検討するにあたり、在留外国人の総数や人口比率に一律の上限を設ける手法は適当でなく、在留資格や業種・職種、地域ごとの実情に応じて検討すべきである。総量や比率による一律の上限は、人手不足が深刻な産業分野や地域において必要な人材の確保を困難にし、我が国の経済成長と社会基盤の維持に深刻な影響を及ぼしかねない。

そのため、労働需給の将来推計などの根拠に基づいて、産業界や地方自治体の意見を聴取する透明な手続きが重要である。併せて、こうした議論がすでに我が国で就労・生活している外国人材やその家族の生活の安定を損なうことのないよう十分に配慮する必要がある。

(4) 機動的かつ柔軟な運用と予見可能性の確保

受入れの基本的な在り方は、労働需給や産業構造の変化に応じ、機動的かつ柔軟に見直すことのできる仕組みとすべきである。外国人材の活躍による経済活動や地域社会への貢献、共生施策の充実による改善効果なども随時反映し、人材確保が阻害されないよう運用することが必要である。

同時に、外国人材の就労には、本人の準備や就業に加え、雇用する企業側も採用・育成など中長期の計画と投資が必要となるため、外国人材と企業の双方にとって予見可能性の高い運用とすることが重要である。

(5) 事実に基づく情報発信

外国人の受入れをめぐっては、地域社会における相互理解の不足や生活習慣の違いを背景とした摩擦が生じる懸念があり、国民の不安や漠然とした不公平感に対し、事実に基づいて丁寧に対応していく必要がある。在留外国人の就労・納税・社会保険加入等の実態や地域経済への貢献を正確なデータにより示し、国民に分かりやすく発信することが重要である。とりわけ、不適正な事案への厳正な対応と併せ、事実に基づかない言説の広がりによって社会の分断が助長されることのないように政府による積極的な情報発信を求める。

３．企業による外国人材の活躍促進

企業は、外国人材の就労による恩恵を直接的に享受する主体として、適正な雇用管理や公平な処遇の徹底といった法令上の責務を果たすだけでなく、外国人材が安心して働き、生活できる環境の整備に向けた社会的責任を果たすことが求められる。

(1) 企業の果たすべき役割

企業は、事業規模や業態に応じて、就労者本人や家族の学習・生活支援に積極的に取り組むべきである。具体的には、日本語・生活学習プログラ

ム（仮称）等の受講促進に加え、学習時間の確保に向けた勤務シフトへの配慮や相談体制の整備などが考えられる。本会会員企業は、これらの取組に率先して取り組む。

(2) キャリア形成の促進

企業は、外国人材の就労意欲や定着率の向上に向けて、本人の能力や希望に応じた多様なキャリアパスを提示し、育成体制を整備する必要がある。例えば、2027 年 4 月に開始される育成就労制度から特定技能 1 号、さらに特定技能 2 号への移行を見据え、各段階で必要となる技能・実務経験・日本語能力の計画的な形成を支援することが考えられる。

(3) 企業の自主的な取組を促進する「共生促進企業」認証制度の創設

外国人材の安定的な就労を促進するためには、企業による環境整備を後押しする仕組みが有効である。このため、日本語教育、公正な処遇、キャリア形成支援、地域社会との連携などに積極的に取り組む企業を評価する「共生促進企業」認証制度の創設を提案する。併せて、認証企業に対し、国・地方自治体の事業への参加における優遇措置や各種補助金などのインセンティブを付与する支援施策も必要である。

以上